

第 84 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開催日	令和6年3月26日（火）10時00分から12時00分まで
場所	広島県庁 本館4階 広島海区漁業調整委員会室
出席委員	鳥谷部委員（委員長）、内田委員、折本委員、半井委員、桧崎委員
議題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <p>①広島県総合行政通信網再編整備事業（衛星系） 【危機管理監危機管理課】</p> <p>②新庄（西）交差点ほか23か所信号機改良その他工事 【警察本部施設課】</p> <p>③いよぎん広島ビル6・7階入居前工事 【総務局財産管理課】</p> <p>④県立広島病院中央棟手術室系統チラー（RR-3）及び2～4階24H系統チラー（RR-8）予防保全工事 【県立病院課】</p>
審議対象期間	令和5年10月1日から令和5年12月31日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められた。
担当部署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ TEL 082-513-3821（ダイヤルイン）

報告内容

議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

- 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	320件
指名競争入札	164件
随意契約	24件
合計	508件

- 指名除外措置を行った件数は5件
 ○ 低入札価格調査を行った件数は102件
 ○ 入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

意見・質問

回答

- | | |
|---|--|
| <p>○ 低入札価格調査の件数が多いと感じるが、その要因は。</p> <p>○ 大幅に件数が増えた事で事務量が増えた等あるか。</p> <p>○ 変動型を導入した事により、一般競争入札の原理がよく働き、競争性が高まっていると言えるか。</p> <p>○ 低入札価格調査の金額をもう少し下げれば、より金額や技術で勝負するといった様な競争につながるのではないか。</p> | <p>○ 令和5年9月1日に低入札価格調査制度を改正し、変動型の調査基準価格を導入した事が要因だと認識している。</p> <p>○ 調査基準価格の算出そのものはシステムによって自動に算定をしているので、事務量が大きく動いたという認識はない。</p> <p>○ 現状として、くじ引きになる件数が大幅に減少している事を確認出来ているので、競争性がより働いてきていると評価をしている。</p> <p>○ 競争性は働くが、ダンピングが疑われる入札は防がなければならない。競争性確保とダンピング防止のバランスを考慮しながら運用していかなければならないと認識している。</p> |
|---|--|

【建設産業課長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案 1 広島県総合行政通信網再編整備事業 (衛星系)

意見・質問

回答

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 本工事は改修工事かそれとも新たに始める工事か。 ○ 今までの設備では、第3世代の衛星には対応出来ないということか。 ○ 指名競争にして各社の入札を促すという考え方もあり得たのではないか。 ○ 事前に業者に情報提供や声掛け等はしていたか。 ○ 9者が、当該案件があると認識出来ていたにも関わらず応札が1者となった理由は。 ○ 改修に他が入り辛いのであれば、改修は現在施工している業者、それ以外の所を別の業者という工夫は難しいか。 ○ 他の改修工事を施工している業者でなければ入札に参加しづらい事情があるのだとすれば、随意契約としてもおかしくない事案ということなのか。 ○ 中継局のネットワーク機器改修工事の随意契約がされていて、同じ業者と契約しているが、これと併せて随意契約という方法は取れなかったのか。 ○ 防災の無線に対して遅れ遅れで作業が進んでいる印象を受けるので、こういう仕様のものをこういった形でいつに飛ばすという連絡が事前に来ていると思うので、その情報を基に早く準備する等、事前準備のスピードアップをしていただける様をお願いしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 改修工事である。衛星の設備が現在2代目となっているものを3代目に更新する。
衛星が第3世代に更新するのに併せて衛生設備を更新する。 ○ そうである。 ○ 金額等を考えると一般競争入札が適切である
と考える。一定の要件を満たせば誰でも入れる
という考え方から、より広く入札に参加出来る
ようにという認識であった。 ○ 9者へ見積依頼をした。 ○ 設備更新の時期を迎え、本件工事以外にも設備
自体の改修が多々あり、これらの改修工事も
並行して行われている。
このため、これらの改修工事を施工中の業者
と比較すると、そうでない業者にとっては、時間
と労力がかかるという理由で応札を控えたとい
うことなのではないかと考えている。 ○ 防災という性質上通信を止めることは出来ない
ので、技術的な責任を分ける事が難しいこと
もあり、困難であると考えている。 ○ 技術的に他の業者では出来ないというものでは
ないが、時間と労力がかかるので結果として
応札を控えられたということだと考えている。 ○ 本件が衛星系の再編整備であるのに対して、
ネットワーク機器改修工事は地上系の既存設備
の改修であり、工事目的物も工期も異なる工事
になるので一緒に発注することは難しい工事
である。 |
|---|---|

【危機管理課 通信管理担当監】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案2 新庄(西)交差点ほか23か所信号機改良その他工事

意見・質問

回答

- 1者応札案件にもかかわらず落札率は89%と低めになっているが何か事情は考えられるか。

- 他の信号機改良の工事を確認すると、応札者が多い案件とそうでない案件があるが、どういった違いがあるのか。

- 応札者が少ない所の競争を少しでも増やすように対策と分析をして、工夫して発注すれば良いと考える。

- 考えられる事情として、発注時期と工事場所が影響したのではないかと考えている。
まず、時期については、年度中途の繁忙期で、多くの業者に手持ち工事がある時期であった。
また、エリアとして県北部の工事であり、信号機の業者は広島市内に営業所が多いので、受注意欲が湧かなかったのかもしれない。
とは言え、他業者も参加する可能性もあり応札者は低めに応札したのではないかと考える。

- 機器の更新が大部分を占めるような工事は、施工が簡単なので応札が増える傾向にある。
しかし、国道沿いは規制が大きくなる事、手続きが煩雑になる事があるので応札者が少なくなる場合がある。

【警察本部 施設課長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案3 いよぎん広島ビル6・7階入居前工事

意見・質問

回答

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 躯体工事や共用施設等基礎的な部分はA工事として貸主が費用負担をするので貸主の指定業者が工事を行う。仕様変更等の基礎的な部分に近いB工事は入居者（広島県）が費用負担をし、かつ貸主の指定業者が工事を行う事と特約事項で定めているとあるが、指定業者を貸主が定める理由は。 ○ 通常内装工事はB工事だけではなくて、比較的軽微な内容のC工事も含まれると考えるが、今回依頼したパーテーションの新設はB工事に該当するのか。 ○ 内装工事でC工事とはどういったものがあるか。 ○ 今回の工事の中に今挙げて頂いた内容は含まれているか。 ○ 随意契約の理由として「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」を選択しているが、どの部分が競争入札に適さないと判断したのか。 ○ 小さな工事や小さな業者であっても特約さえつけていたら公共工事の場でそれを尊重してもらえるようになる可能性はないか。 ○ 商習慣による特約事項が公法上の契約を制約することに問題はないのか。
国や県が税金を使って契約をするときに同じように商習慣を理由に入札に適さないと判断しているのかどうか確認してほしい。 ○ 交渉次第で貸主から2、3の業者を指定してもらい、そこで競争するという形も取れたのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 十分でない施工がされてしまうと、ビルの価値を損なうおそれがある事、不動産の価値を維持する観点から貸主の指定する業者により行うのが一般的な商慣習となっていると思われる。 ○ 施工内容について貸主と協議して、B工事にあたるという事で確認をした。 ○ 電話線の設置やラインの配線工事等の小規模なものが該当する。 ○ 含まれていない。別途C工事を発注している。 ○ 入居にあたって改修が必要という所で、貸主側にも競争入札で業者を選定する方法がとれないか確認はしたが、B工事については貸主の指定業者でなければ契約出来ないというところから、その性質が競争入札に適さないと判断した。 ○ 不動産の賃貸ビルの契約の場合に、貸主側が自己の財産であるビルの資産を落とさないために構造を熟知した信頼を受けた指定業者に行わせるのは一般的な商習慣になっているという形で認識している。 ○ 改めて報告します。 ○ 貸主と協議の結果、報告したような形になったものである。 |
|--|---|

【財産管理課長／建設産業課長】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案 4 県立広島病院中央棟手術室系統チラー (RR-3) 及び 2～4 階24H系統チラー (RR-8) 予防保全工事

意見・質問

回答

- 「チラー」を分かりやすくいうとどのようなものか。
- 空調関係の設備が保全時期を超えているということだが、何年経過しているか。
- 保全工事とは機器を入れ替えるのか、それとも何かを生かして改修レベルで存続させるの、維持して保全するのか、それとも全面入れ替えるのか。
- 随意契約の理由書によると、契約の性質・目的が入札に適さないとあるが、メーカーが認定した唯一の設備代理店ということで選定をしたのか。
また、設置したのも当該業者か。
- 契約の仕方が、設置工事の時点で保全は唯一の代理店しか出来ないとなってしまう様に感じる。
当初の契約の段階では、どの様に業者を選定したのか。
- 出来るのであれば、認定代理店が2者、3者とあるとか、仕様を提供すれば普通に競争出来るシステムを導入するように検討していただければと思います。

- 空調の心臓部である。
- 概ね14、15年が経過している。
- 基本的にはメンテナンスを実施して、保守管理を頻繁に実施しながら、消耗したところは月々交換していきながら空調の能力を維持していく。ただし今回は奥の部分の摩耗したところの点検交換を行う。
- 設置した業者は異なる。設置した業者の認定代理店が今回の保全工事を発注した業者である。
- 医療機器を導入する際は、最初に導入する企業だけでなく、ランニングも見ながら機種選定を行っており、設置したのが相当程度大きい空調という事もあり、独自に業者が配管も含めて設置をしている事もあり、当該業者を選定した。
- 今後はそういったところも考慮し検討していきたいと思います。

【県立病院課長】